



住民訴訟に係る判決確定について

令和6年4月8日より係争中でありました住民訴訟の結果について、ご報告します。この住民訴訟は、松戸市が原告に公金で25,180円を賠償したことに対し、平成30年度当時の消防局長の職務上の誤りが重過失であると司法の判断があったため、『松戸市の一部損害を平成30年度当時の消防局長個人に請求すること』が命じられたものです。

1 事件名

損害賠償等請求事件（住民訴訟）

2 今回の損害賠償等請求事件（住民訴訟）の当事者

原告 松戸市民（個人1名）　被告 松戸市長

3 事件の概要・経過

◆今回の損害賠償等請求事件（住民訴訟）の前提となる国家賠償請求訴訟

（令和3年4月21日提訴、令和5年6月12日判決確定）

原告が、松戸市消防局に対し公文書開示請求を行い、それに対する松戸市消防局の2回の公文書一部開示決定を不服として審査請求をした。当該審査請求に対して、消防局長は松戸市情報公開審査会（第三者機関）による審査を経たうえで、請求棄却の裁決をした。原告の知る権利等が侵害されたとして、原告が国家賠償請求訴訟を提起した。裁判所は、公文書一部開示決定処分、松戸市情報公開審査会の答申、当該答申に従って松戸市消防局長がした裁決を違法とした。その結果、市は原告に25,180円を賠償した。（令和5年6月28日）

◆住民訴訟（令和6年4月8日提訴）

原告は、この国家賠償請求訴訟の結果に基づく賠償を受け、『市長が平成29年度当時の消防局長及び救急課長並びに平成30年度当時の消防局長に対して、19,002円とこれに対する遅延損害金を請求すること及び当該請求に係る訴訟の弁護士費用を請求することを求めるとともに、これらの請求を市長が怠ることの違法確認を求める』旨の住民訴訟を、松戸市長を相手に提訴。



◆第1審判決（令和7年1月17日判決）

第1審は『松戸市長が平成30年度当時の消防局長に対し、6,159円と遅延損害金を請求しないことは違法である、平成30年度当時の消防局長に対し、6,159円と遅延損害金を請求すること』を命じられた（市一部敗訴）。

原告のその他の請求（平成29年度当時の消防局長及び救急課長への求償、弁護士費用の請求等）は棄却・却下。

◆第2審判決（令和7年6月18日判決）

第2審は、松戸市長と原告の各控訴をいずれも棄却。

◆上告受理申立て（令和7年7月3日申立て）

第2審判決を受け、市長は判決を不服として最高裁判所へ上告受理申立てを行った。

◆最高裁判所の決定（令和8年1月22日決定）

松戸市長による上告受理申立ては、法令の解釈に関する重要な事項を含まないとして民事訴訟法の要件に該当しないと決定され、令和8年1月22日（木）に最高裁判所から上告受理申立てを認めないとの決定通知の送達があり、第1審、第2審の判決が維持された。

4 今後の対応

判決が確定したことにより、確定日から60日以内の日を支払い期限として、松戸市長から平成30年度当時の消防局長に対し、6,159円と遅延損害金の請求を行います。

5 消防局長（林 一郎）のコメント

消防局としては判決を厳粛に受けとめ、市民の皆さまの信頼を損なうことのないよう、業務の適正な執行に努めてまいります。

【本件に関する問い合わせ先】

〒270-2241 千葉県松戸市松戸新田114-5

松戸市消防局消防企画課

☎047-363-1113 FAX047-363-1110

✉ mcfdkikaku@city.matsudo.chiba.jp